

■ 渋谷・世田谷情報労基研会報

発行NO. 第27号 発行日 平成25年3月15日

ごあいさつ



渋谷労働基準監督署
署 長

村田 泰昌

渋谷・世田谷情報労基研及び会員事業場の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、業界における自主的な研究会活動を早くから取り組み、長年にわたり継続されておられることに改めまして敬意を表する次第です。

さて、雇用労働情勢は現下の経済動向に連動して足踏み状態となっており、先行きも依然として厳しい状況にあります。

このような状況にあって、監督署の果たすべき役割は大変重要であるとの認識のもとに平成25年度におきましても、国民の期待や信頼に応えるため、

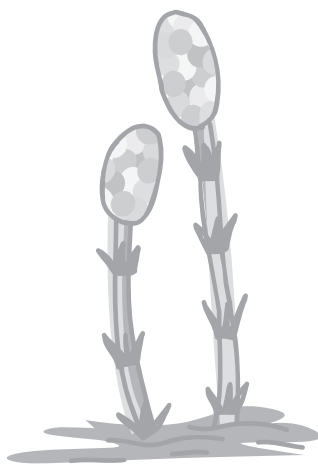
- 申告・相談や企業倒産等に伴う法定労働条件や最低賃金の履行確保と周知、長時間労働の抑制、賃金不払残業の解消
- 未払賃金立替払への迅速・適切な対応
- 過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策の推進
- 新たにスタートする第12次労働災害防止計画を踏まえつつ、リスクアセスメントの手法を取り入れた対策の推進
- 被災労働者やご遺族に対する迅速かつ適正な労災補償

○労働保険料の適正な徴収及び労働保険の未手続事業一掃対策の推進

などを最重点事項として、監督署職員一同、着実な業務の推進に努めて参る所存です。

これら最重点事項として着実に推進するためにも、貴研究会及び会員事業場の皆様との連携が不可欠であると考えており、今後におきましても一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴研究会のますますのご発展と会員事業場のご隆盛をご祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



会長会社のご挨拶



(株)システム計画研究所
取締役

樋田 薫

当研究会は1983年に設立以来、「30周年」という記念すべき年を迎えることが出来ました。これも偏に会員各社のご支援ご協力、並びに渋谷労働基準監督署殿の当研究会に対する長年にわたる適切なご指導の賜と厚く御礼申し上げます。

さて2012年度の活動においても研究会を3回開催しました。また、中央情報処理産業労務研究会様の参加もあり研究会担当の交流も定常的になってきております。研究会ではタイムリーなテーマの一つとして「障害者雇用の取り組み」について、当会会員会社様から2つの「事例発表」をして頂きました。今後も会員会社様の積極的参加により会員相互の情報の発信／共有の場としての研究会も設けていく所存です。またハローワーク様からは「高年齢者雇用の改正

点」及び「障害者雇用の改正点及び公的支援」について解説して頂き、制度面からの研究となりました。「労働者派遣法改正」については東京労働局様から詳細に解説して頂き、会員会社様より多数の担当者が参加し、活発な質疑応答がありました。

昭和58年3月2日(1983年)に施行された会則では本会の設立目的を次のように述べています。「本会は渋谷・世田谷地区の情報産業の同業者が、労働法令および労務管理研究のため集い、話し合いを続けるなかで結成の運びとなった。本会の会員はこの経過を尊重し関係官公署の指導等を仰ぎつつ、共通の課題について情報交換ならびに研究活動を推進し、業界および会員の発展繁栄に相互協力することを目的とする。」

30周年を機に当会の設立目的を再認識し、今後も皆様に役立つ研究、情報の発信／共有をすすめていく所存です。渋谷労働基準監督署様のご指導のもと皆様方のご支援ご協力の程よろしくお願いします。

最後になりましたが、本年度も会員各企業様が一層のご発展を遂げられますことを祈念いたします。

主任監督官のご挨拶



渋谷労働基準監督署
第四方面 主任監督官

澤村 敬太

渋谷・世田谷地区情報労働基準研究会の皆さまには、日頃から労働基準行政にご理解ご協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

昨年4月に渋谷労働基準監督署第四方面主任監督官として着任いたしました貴会を担当させていただいております。年明けの研究会は所用により欠席いたしました。昨年2回の研究会には出席させていただきました。研究会を通して伝わってくる貴会及び会員事業場の皆様

の熱心な活動姿勢に敬意を表すとともに、貴会の研究会を通じ自身の研鑽にもつながってお

り、たいへん有り難く思っております。昨年、障害者雇用促進法、高年齢者雇用安定法、労働者派遣法、労働契約法といった労働関係の法改正がなされ、それらの多くが本年4月1日施行とされました。貴会では、それらの法改正に合わせて研究会のテーマ設定をするなど、常に適時かつ積極的な取り組みをされており、今後も是非継続していただきたいと思います。

特に最近では法改正や最低賃金の金額改定をはじめ、新聞報道等でも労働に関する記事が記載されない日はないのではないかと思います。雇用・労働を巡る環境はめまぐるしく変化しております。それとともに、労働基準分野では法定労働条件の履行・確保が、労働安全衛生分野では、研究会でも取り上げましたが、第3次産業における労働災害防止を含む、増加傾向にある労働災害の減少に向けた取組、職場内でのメンタルヘルス対策についても引き続き重要な行政課題となっております。

こうした中、貴会並びに会員事業場の皆様には、よりよい労働環境の整備をお願い致しますとともに、労働基準監督署といたしましても、積極的に貴会の活動に協力させていただきた

く、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴会の益々のご発展と会員事業場の皆様のご繁栄ご健勝を祈念いたします。

渋谷労働基準監督署からのお知らせ

1 ソフトウェア業に対する監督指導状況の推移

平成20年から24年の間に渋谷労働基準監督署管内のソフトウェア業の事業場に対して実施した監督指導の状況は次のとおりでした。

監督指導結果

平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
11件	38件	27件	13件	20件

主な法条項別労働基準法違反件数

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
15条 (労働条件明示)	1	3	1	2	3
20条 (解雇)	2	1	2	1	2
24条 (賃金不払)	3	17	17	6	7
32条 (労働時間)	0	5	2	2	3
35条 (休日)	0	0	0	1	0
37条 (割増賃金)	4	15	6	2	4
89条 (就業規則)	1	6	1	1	2
108条 (賃金台帳)	1	3	0	2	0

労働安全衛生法に関する違反件数

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
15から19条 (安全衛生管理体制)	0	4	2	6	4
66条 (健康診断)	0	4	1	2	0
100条 (健康診断結果報告)	0	2	1	0	1

監督指導結果のうち、平成20年から平成22年までは、平成23年の会報に掲載させていただいたものと同じです。今回は、それに平成23年と平成24年のものを加えて5年間で見てみることにしました。

監督指導は、過去の監督指導結果、各種情報、労働災害報告、労働者からの申告等を契機として実施しています。件数として多い法違反は、従来と同じく賃金と割増賃金となっていますが、労働条件の明示や労働時間に関するもの、安全衛生管理体制に関するものも一定件数認められます。

表にはありませんが、平成23年及び平成24年の結果では、年次有給休暇(労働基準法第39条)や就業規則等の周知に関する違反(同法第106条)もありました。

表にある法違反事項は基礎的なものと言えます。次頁に法条項の既要を記載しますので、今一度ご確認ください。



法条項の概要

(1) 労働基準法第15条（労働条件の明示）

労働契約締結に際しては、賃金・労働時間その他労働条件について明示しなければなりません。また、主要事項は書面を交付することにより明示する必要があります。

ここに注意！

- ・労働基準法執行規則第5条も確認してください。
- ・有期労働契約の場合「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（平成15年厚生労働省告示第357号）第1条に定める契約更新の有無等の明示にもご注意ください。

(2) 労働基準法第20条（解雇）

労働者を解雇するときは、少なくとも30日前に予告しなければなりません。解雇予告なく解雇する場合には、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払わなければなりません。なお、解雇予告手当を支払った日数に応じて解雇予告日数を短縮することは認められます。

※ 平均賃金：

労働基準法第12条に規定する計算方法により算出します。

(3) 労働基準法第24条（賃金）

賃金は、①通貨で、②全額を、③毎月1回以上、④一定の期日に、⑤直接労働者に、支払わなければなりません。

ここに注意！

- ・法定外控除を行う場合には、労使協定（いわゆる「賃金控除協定」）が必要です。賃金控除協定は労働基準監督署への届出は不要ですが労働者に対する周知は必要です。

(4) 労働基準法第32条（法定労働時間）

休憩時間を除いて1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させることはできません。

ここに注意！

- ・時間外労働に関する労使協定（「36（さぶろく協定）」）を締結し所轄労働基準監督署長に届出ることにより、法定労働時間を超えての労働が可能となりますが、この労使協定は労働基準監督署長への届出が効力発生の要件となります。

(5) 労働基準法第37条（割増賃金）

時間外・深夜労働に対しては、賃金時間単価の2割5分以上、法定休日労働に対しては3割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。なお、平成22年4月1日施行の改正労働基準法により、大企業については1か月60時間を超える時間外労働に対する割増率は5割以上とされています。

(6) 労働基準法第89条（就業規則の作成等）

常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成しなければなりません。また、作成した就業規則は、過半数労働組合、過半数労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の意見を聴き、その意見書を添付して、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。就業規則を変更した場合も同様です。

ここに注意！

- ・賃金規定や慶弔見舞金規定といった就業規則の別規定として作成したのも、就業規則を構成する一部となりますので、それらを変更した場合には所轄労働基準監督署長に対する変更届が必要となります。

(7) 労働基準法第108条（賃金台帳）

賃金台帳は、事業場ごとに調製し、賃金の額等を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければなりません。記入が必要な事項については、労働基準法施行規則第54条も確認してください。

(8) 労働安全衛生法第10～19条 (安全衛生管理体制)

一定規模以上の事業場では、衛生管理者や産業医を選任したり、衛生委員会を設置しなければなりません。

(9) 労働安全衛生法第66条（健康診断）

健康診断には、1年以内ごとに1回実施しなければならない定期健康診断のほかに、雇入時の健康診断や、深夜業を含む業務など特定業務従事者の健康診断（労働安全衛生規則第43～45条）などがあります。

ここに注意！

- ・労働安全衛生法第66条に基づき行った健康診断の結果は労働者に遅滞なく通知しなければなりません。（同法第66条の6）

東京都最低賃金
時間額850円

（発効日）平成24年10月1日



会員会社一覧表（１）

会社名	住所	TEL/FAX
(株)ウェスト	〒108-0074 港区高輪2-15-19 高輪明光ビル8F	TEL.03-6408-6408 FAX.03-6408-6409
(株)NHKメディアテクノロジー	〒150-0047 渋谷区神山町4-14 第3共同ビル3F	TEL.03-3481-7820 FAX.03-3481-7609
(株)ガウス	〒150-0031 渋谷区桜丘町8-9 メイセイビル2F	TEL.03-3780-0541 FAX.03-3780-0545
(株)ギャラクシィ	〒112-0012 文京区大塚5-3-13 小石川アーバンビル	TEL.03-3943-3300 FAX.03-3943-3302
☆ (株)コア	〒154-8552 世田谷区三軒茶屋1-22-3 コアビル	TEL.03-3795-5115 FAX.03-3795-5129
☆ (株)シーイーシー	〒150-0022 渋谷区恵比寿南1-5-5 JR恵比寿ビル8F	TEL.03-5789-2441 FAX.03-5789-2582
(株)シー・エス・イー	〒150-0044 渋谷区円山町23-2 アレトウサ渋谷ビル	TEL.03-3463-5632 FAX.03-3463-5907
(株)ジェイアール東日本情報システム	〒151-0053 渋谷区代々木2-2-2 JR東日本本社ビル9F	TEL.03-5309-4071 FAX.03-3378-8317
☆ (株)システム計画研究所	〒150-0031 渋谷区桜丘町2-9 カスヤビル	TEL.03-5489-0211 FAX.03-5489-0215
横河ソリューションズ(株)	〒151-0053 渋谷区代々木3-25-3 あいおい損保新宿ビル	TEL.03-5798-0600 FAX.03-5351-8201
☆ (株)セントラル情報センター	〒150-0043 渋谷区道玄坂1-16-7	TEL.03-3496-1571 FAX.03-3496-5204
ソニックインフォメーション(株)	〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-7 青ビル8F	TEL.03-3406-3701 FAX.03-3400-0688
(株)ソフマックスシステムズ	〒150-0043 渋谷区道玄坂1-22-9 日本綜合地所渋谷ビル7F	TEL.03-3476-1166 FAX.03-3476-1167
(株)第一コンピューター	〒150-0031 渋谷区桜丘町24-1 橋本ビル8F	TEL.03-3780-0731 FAX.03-3780-1275
(株)第一情報システムズ	〒150-0021 渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル	TEL.03-3462-8282 FAX.03-3462-8252
中央ソフト開発(株)	〒150-0012 渋谷区広尾1-10-5 テック広尾ビル	TEL.03-3473-4880 FAX.03-3473-4847
(株)TSP	〒150-0043 渋谷区道玄坂1-21-14 渋谷TODビル7F	TEL.03-3477-0711 FAX.03-3770-7050
☆ TDCソフトウェアエンジニアリング(株)	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-33-6	TEL.03-3350-8111 FAX.03-3350-8155
☆ 東京システムズ(株)	〒150-0013 渋谷区恵比寿1-18-18 恵比寿東急ビル9F	TEL.03-3446-2531 FAX.03-3446-2823
東洋システム開発(株)	〒105-0001 港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビ3F	TEL.03-3499-4069 FAX.03-3499-5927
☆ (株)ナック情報センター	〒141-0031 品川区西五反田3-12-13 TKKビル3F	TEL.03-3495-4601 FAX.03-3495-4636
☆ 日本情報産業(株)	〒150-0002 渋谷区渋谷3-1-4 日本情報産業ビル	TEL.03-3409-9412 FAX.03-3407-8735
☆ (株)ニッポンダイナミックシステムズ	〒154-0015 世田谷区桜新町2-22-3	TEL.03-3439-2001 FAX.03-3439-4811
☆ (株)日本科学技術研修所	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-10-11	TEL.03-5379-2685 FAX.03-5379-1530

会員会社一覧表（２）

会社名	住所	TEL/FAX
(株)日本経営データ・センター	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷3-11-8	TEL.03-3402-7501 FAX.03-3402-7682
日本テレマティーク(株)	〒151-0061 渋谷区初台1-34-14 初台ビル4F	TEL.03-5351-1511 FAX.03-5351-1515
(株)アドバンストラフィックシステムズ	〒160-0023 新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル10F	TEL.03-6864-7781 FAX.03-6864-7787
農中情報システム(株)	〒196-0021 昭島市武蔵町3-5-3	TEL.042-549-8781 FAX.042-549-8782
(株)ファーストコンピューター	〒150-0042 渋谷区宇田川町12-3 ニュー渋谷コーポラス505	TEL.03-3464-4407 FAX.03-3464-4418
(株)ユー・エス・イー	〒150-0013 渋谷区恵比寿4-22-10	TEL.03-5449-8511 FAX.03-5449-8542
リンク情報システム(株)	〒150-0042 渋谷区宇田川町3-14 渋谷セントラルビル	TEL.03-3476-0913 FAX.03-3770-1913

☆は幹事会社

2012年度の主な活動内容

項 目	テーマ等	開催月
定期総会	1. 第30回定期総会 2. 特別講演 「クラウド時代とIT人材育成」 匠システムアーキテクト(株) 前田 卓雄 氏	3月
研究会	第86回研究会 1. 最新監督事例から見た労働問題の留意点 2. 障害者雇用の取り組み（事例発表） 渋谷労働基準監督署 第四方面主任監督官 澤村 敬太 氏 (株)シーイーシー 酒井 芳明 氏 日本情報産業(株) 内海 千尋 氏	6月
	第87回研究会 1. 高年齢者雇用の改正点 2. 障害者雇用の改正点および公的支援策 ハローワーク 雇用指導官 今野 氏 雇用指導官 田上 氏	10月
	第88回研究会 平成24年労働者派遣法改正 ～運用上の留意点～ 東京労働局需給調整事業部 主任需給調整指導官 新名 準一郎 氏	1月

■ 中央地区情報処理産業労務研究会との交流セミナー

- 4月 「人事労務担当者に求められる年間実務の対応ポイント（労働保険・社会保険・給与計算等）」ほか
- 7月 「復職対応施策事例のご紹介（事例発表）」ほか
- 10月 「平成24年労働者派遣法改正の概要について」ほか
- 1月 「労働契約法の改正に伴う有期契約の取扱について」ほか

2013年度 活動予定

項 目	テーマ等	開催月
定期総会	1. 第31回定期総会 2. 特別講演 「脳からストレスを消す技術」 東邦大学医学部教授 有田 秀穂 氏	3月
研究会	第89回研究会 特別研修(案) 「労働基準法・労働安全衛生法等入門」	6月
	第90回研究会 「各社の課題から ～労働問題のQ&A」(案) 労務管理、労働安全衛生、雇用均等 など	9月
	第91回研究会 労務管理に関する事例発表(案)	12月



研究会の様子

ご入会方法

ご入会に関するお問い合わせは事務局まで

TEL : 03-3439-2001

FAX : 03-3439-4811

mail : hitomi@nds-tyo.co.jp

担当 : (株)ニッポンダイナミックシステムズ
藤本ひとみ